

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

(1) インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。

インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます（図1）。

(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税について納税をするのは、各取引段階において、物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。

納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。こ

の仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいますが、この「仕入税額控除」を受けるためには、現行制度では、「帳簿」と「区分記載請求書」の保存が必要とされています（図2）。

(3) 現行の仕組みからの変更点

インボイス制度では、これまでの請求書等に記載事項を追加していただく必要があります。具体的には、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加することとなりますが（図3）、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではありません。

現行の区分記載請求書は、消費税の申告義務が免除されている事業者（免税事業者）でも発行可能となっていますが、「登録番号」は、税務署長の登録を受けた課税事業者（インボイス発行事業者）に通知されるものであ

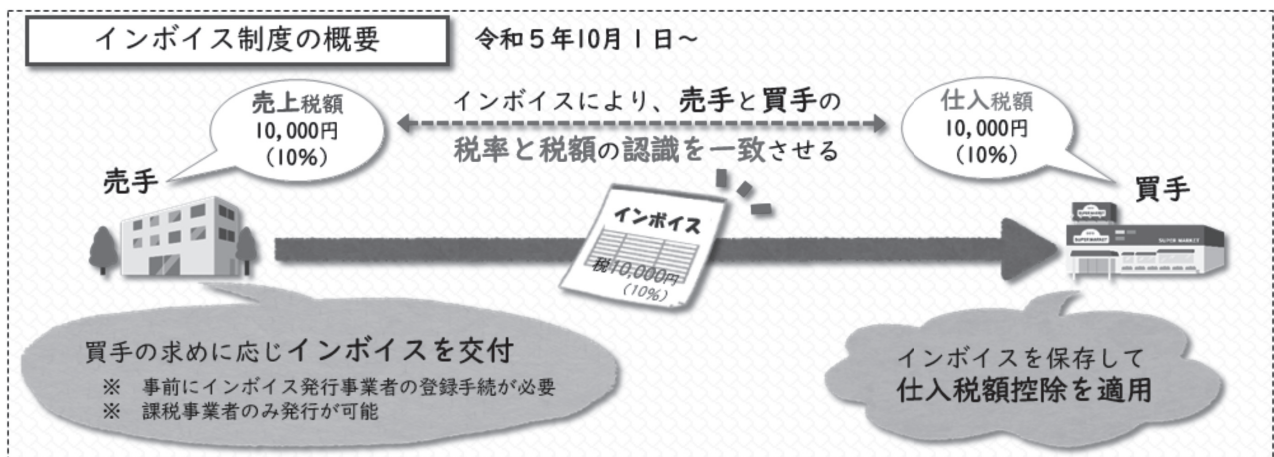


図1 インボイス制度の概要

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast}$$

(売上税額) (仕入税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

図2 消費税額の計算方法

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	：
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T1234...)
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	：
	合計 43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 消費税額

図3 区分記載請求書とインボイスの記載事項

るため、インボイス制度開始後は、免税事業者の方はインボイスを発行することができないこととなります。

ただし、免税事業者の方でも課税事業者になることを選択することで、インボイス発行事業者としての登録を受けることができます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等（獣医療関係者の方の視点から）

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、必ずしもインボイス発行事業者の登録を受ける必要はありません。具体的には、以下の点から登録を受けるかを検討することとなります。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要となります。他方で、消費者、免税事業者や課税事業者であっても簡易課税制度を選択している事業者は、仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

したがって、売上先がインボイスを必要としない者（消費者）のみである場合などは、インボイスを交付する必要はないため、登録を受けないといった対応も考えられます。

登録の検討に当たっては、取引先である売上先にインボイスが必要なかを確認することが重要となります。

登録を受けた場合、売上先からインボイスの交付を求められたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間にお

ける課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

この点、簡易課税制度を選択することにより、申告に係る事務負担を軽減することが可能です。

なお、登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合（80%、50%）が控除できる経過措置が適用できます（詳しくは「5 免税事業者に係る対応」をご参照ください。）。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Tax または郵送により提出することができます。

制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

インボイス制度特設サイト
「申請手続」



(3) 簡易課税制度の選択

簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

なお、免税事業者が令和5年10月1日から令和11

年9月30日までの日の属する課税期間にインボイス発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

(4) 各種補助金

インボイス制度への対応を見据えたデジタル化や販路開拓等の取組において、以下の補助金が活用できます。

① 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、補助額が上乘せされる「インボイス枠」が設けられています（詳しくはリーフレット及び事務局ホームページを参照ください。).

小規模事業者持続化補助金
リーフレット



(商工会地区)
小規模事業者持続化補助金
事務局ホームページ



(商工会議所地区)
小規模事業者持続化補助金
事務局ホームページ



② IT導入補助金

インボイス制度への対応も見据えて、中小・小規模事業者向けにIT導入補助金が設けられています（詳しくはリーフレット及びIT導入補助金事務局ホームページを参照ください。).

IT導入補助金リーフレット



IT導入補助金
事務局ホームページ



3 売手の留意点

(1) インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には以下の義務が課されます。

① インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付（データでの提供が可

能です。).

なお、相手方がインボイスの交付を不要とする消費者である場合は、従来の領収書に変更を加える必要はありませんので、患者に対し領収書等を交付する際の影響はありません。

② 写しの保存

交付したインボイスの写し*を保存。

*交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、たとえば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイス（適格簡易請求書）に係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足够了。

(2) 留意点

インボイス発行事業者となった場合に準備や検討が必要になると考えられる事項は主に以下のとおりです。

① 何をインボイスとするか

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか、システム改修等も含めて検討。

② 取引先との認識共有

必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識共有。

4 買手の留意点

継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが考えられます。

また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができず（制度開始後6年間の経過措置があります。「5 免税事業者に係る対応」参照。）、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となります（図4）。

なお、簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存は不要です。

5 免税事業者に係る対応

(1) 免税事業者との取引における留意事項

免税事業者の方がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直しを検討することも考えられます。

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様	
請求書等	区分記載請求書等の保存	インボイス等 の保存	ここが変わります

Point 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

図4 仕入税額控除の要件

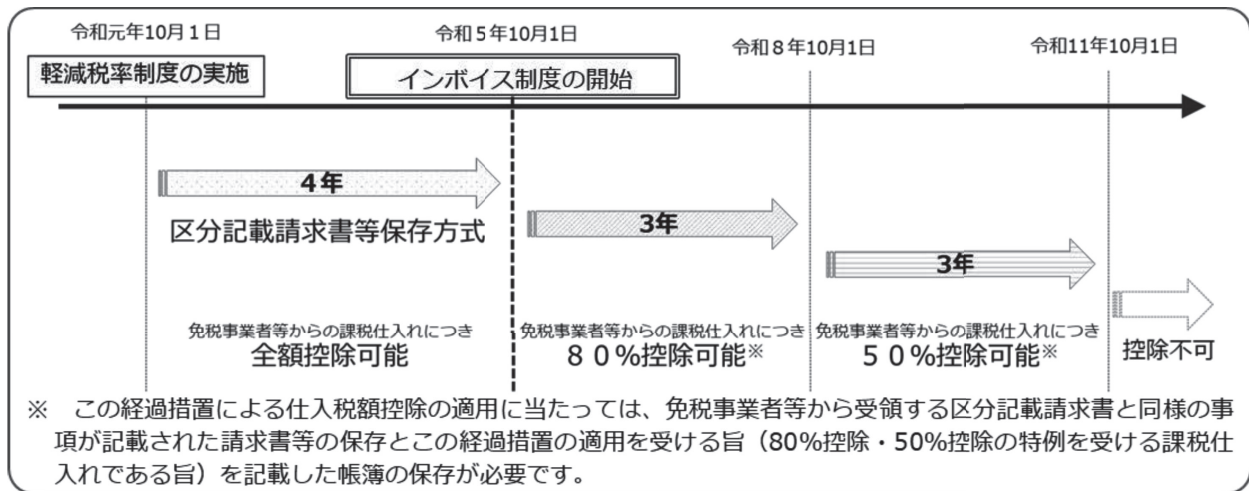


図5 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度を契機とした免税事業者等の小規模事業者との取引において留意すべき事項、たとえば、独占禁止法などで問題となる行為などの考え方について、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」で紹介しています。

詳しくは、公正取引委員会ホームページをご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



(2) 免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の下では、消費者や免税事業者または登録を受けていない課税事業者といったインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、原則、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（図5）。

6 令和5年度税制改正（案）について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱においては、

- ・免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる案
 - ・課税売上が1億円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除を可能とする措置を6年間講ずる案
 - ・振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる案
- などが掲げられております。

これらの事項を含むインボイス制度に係る改正（案）について、詳しくお知りになりたい方は、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。

財務省
ホームページ



※本文は令和5年1月時点の法令等に基づき記載しています。

【参考】 国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご活用ください。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、



- ①インボイスコールセンター
（インボイス制度に関する一
般的*なご質問やご相談）
- インボイス制度
特設サイト

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約ください。

- ②インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ③説明会の開催案内
- ④インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ⑤インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。